

令和3年福島県沖地震により被災した世帯の授業料の免除について

高等学校等就学支援金の受給対象とならず、授業料を納入している生徒について、保護者が令和3年福島県沖地震（2月13日発生）で被災した場合、授業料が免除になることがあります。

免除が認められれば、既に納入した3月分の授業料は返還されます。

1 提出していただく書類について

次の全ての書類を学校へ提出してください。

- ① 授業料免除申請書（令和3年3月分）
- ② 学費負担者の経済状況調書
- ③ 生徒と生計を一にする者全員の令和2年度の所得証明書
- ④ 災害状況申立書
- ⑤ 市町村長が発行する保護者の罹災証明書

提出期限：令和3年3月22日（月）事務室必着

2 免除期間について

罹災証明書に記載された損害の程度により、授業料の免除期間が異なります。免除期間は次のとおりです。

区分	損害の程度	免除期間
1	住居又は家財の全部が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（全壊）	12か月 （令和3年3月、令和3年4月～令和4年2月）
2	住居又は家財の2分の1以上が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（大規模半壊、半壊）	9か月 （令和3年3月、令和3年4月～令和3年11月）
3	住居又は家財の2分の1未満が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（一部損壊）	6ヶ月 （令和3年3月、令和3年4月～令和3年8月）

※授業料の免除は年度毎の決定になるため、新年度分については令和3年4月に再度学校に申請をしていただきます。

【注意】

市町村から罹災証明書が交付されない場合は授業料を免除することができませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

福島県立 磐城高等学校 事務室

電話番号(0246) 23-2566